不適切な服務管理

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 岸和田高等学校 | 新型コロナワクチン接種に係る職務専念義務の免除について、ワクチン接種に必要と認める時間以外で勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、全日にわたって職務専念義務が免除されていた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 職員 | ワクチン  接種日 | ワクチン接種に  必要と認める時間 | 職務に専念する  義務の免除を  承認した時間 | | Ａ | 令和３年  ６月15日 | 午後１時15分から  午後３時15分まで | 午前８時00分から  午後４時30分まで  （全日） | | Ｂ | 令和３年  ７月16日 | 午後１時15分から  午後３時15分まで | 午前８時25分から  午後４時55分まで  （全日） | | 令和３年  ８月16日 | 午後１時15分から  午後３時15分まで | 午前８時25分から  午後４時55分まで  （全日） | | Ｃ | 令和３年  ７月26日 | 午前８時25分から  午前11時25分まで | 午前８時25分から  午後４時55分まで  （全日） | | Ｄ | 令和３年  ７月26日 | 午後１時15分から  午後３時15分まで | 午前８時25分から  午後４時55分まで  （全日） | | Ｅ | 令和３年  ７月26日 | 午後１時55分から  午後４時55分まで | 午後０時25分から  午後４時55分まで  （全日） | | Ｆ | 令和３年  ７月26日 | 午前８時25分から  午前11時25分まで | 午前８時25分から  午後４時55分まで  （全日） | | Ｇ | 令和３年  ８月19日 | 午前８時25分から  午前11時25分まで | 午前８時25分から  午後４時55分まで  （全日） | | Ｈ | 令和３年  ８月19日 | 午前８時25分から  午前11時25分まで | 午前８時25分から  午後４時55分まで  （全日） | | Ｉ | 令和３年  ８月19日 | 午前８時25分から  午前11時25分まで | 午前８時25分から  午後４時55分まで  （全日） | | Ｊ | 令和３年  ８月23日 | 午前８時25分から  午前11時25分まで | 午前８時25分から  午後３時55分まで  （全日） | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。   |  | | --- | | 【地方公務員法】  (職務に専念する義務)  第35条　職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。  【職務に専念する義務の特例に関する条例】  （職務に専念する義務の免除）  第２条　府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。  三　前２号に規定する場合を除くほか、人事委員会(特定地方独立行政法人の職員に係るものにあっては、当該特定地方独立行政法人の理事長)が定める場合  【職務に専念する義務の特例に関する規則】  （職務に専念する義務の免除）  第２条　職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承諾を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。  十二　前各号のほか、人事委員会が適当と認める場合  【新型コロナウイルス感染症にかかる教職員の服務について（通知）（令和３年６月３日付け教職企第1398号）】※  新型コロナウイルス感染症にかかる教職員の服務について、別添のとおり取り扱い願います。  別添６　新型コロナワクチン接種を受ける医療従事者等に該当する教職員以外の教職員（令和３年２月17日から適用）  職務に専念する義務の免除（必要と  認める期間又は時間）  ※【職務に専念する義務の免除に係る取扱いについて（通知）（令和３年６月２日付け大人委第1349号）】による。 | | 誤って承認した職務専念義務の免除については取り消し、年次休暇として処理を行った。  年次休暇で処理できないものについては欠勤として処理した上で、過誤払となった報酬について戻入手続を行い、該当職員からの返納を確認した。  　検出事項の原因は、申請者が新型コロナウイルス感染症に係る教職員の服務の取扱いについて誤った認識を持っていたことと、直接監督責任者の確認不足にある。  　再発防止策として、関係職員に対し、服務に係る申請を適正に行うよう周知徹底するとともに、直接監督責任者が承認を行う際には、その要件の確認を確実に行うことにより、チェック体制を強化した。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年５月25日）